

第2号様式(第6条関係)

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 令和2年 7月 1日

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社 Family
代表者名	武藤 久子
所在地	川崎市中原区井田杉山町12-20 セレーナ元住吉203
電話番号/FAX番号	044-872-9866 /044-863-6013
ホームページアドレス	http://www.anjunosato.jp/company.html
資本金(基本財産)	100万
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率 ※1	1. 保科 真由美 (50%) 2. 武藤 久子 (50%)
設立年月日	平成 21年 2月 17日
直近の事業収支決算額 ※2	(収益)112,680,764円 (費用)106,012,903円 (損益)6,667,861円
会計監査人との契約	無・㊦ (斎藤雄樹税理士事務所)
他の主な事業	損害保険に関するコンサルティング事務等

※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	あかしやの里新城	
施設の類型及び表示事項	類型	1 介護付(一般型・外部サービス利用型) ㊦ ② 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	1 自立 ② 要介護 3 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護
	介護保険	1 指定介護保険特定施設 (番号 、指定年月日 ) 介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域密着型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型) ② 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	① 全室個室(夫婦等居室含む) 2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	3:1 以上

	提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可( ) ② 提携ホーム移行型(杏樹の里・まごころ・あかしやの里元住吉)		
開設年月日	平成 26年 4月 1日			
施設の管理者氏名	保科 美奈子			
所在地	川崎市中原区下新城1-8-7			
電話番号/FAX番号	044-755-2288 (電話番号、FAX番号 同様)			
メールアドレス	<a href="mailto:family3856@yahoo.co.jp">family3856@yahoo.co.jp</a>			
交通の便 ※3	JR南武線 武蔵中原駅より 徒歩10分			
ホームページアドレス	<a href="http://www.anjunosato.jp/company.html">http://www.anjunosato.jp/company.html</a>			
敷地概要 ※4	<p>権利形態 所有 ・ ㊦地</p> <p>(借地の場合の契約形態) 通常㊦地契約・定期借地契約</p> <p>(借地の場合の契約期間) 平成29年 10月 16日～ 平成31年 10月 15日</p> <p>(通常借地契約における自動更新条項の有無) 無・有</p> <p>敷地面積 116.64㎡</p>			
建物概要	<p>権利形態 所有 ・ ㊦家</p> <p>(借家の場合の契約形態) 通常㊦家契約・定期借家契約</p> <p>(借家の場合の契約期間) 平成23年 8月 20日～ 平成33年 8月 19日</p> <p>(通常借家契約における自動更新条項の有無) ㊦・有</p> <p>建物の構造 木造 地上 1階建(耐火・準耐火・そ㊦他)</p> <p>延床面積 116,64㎡ (うち有料老人ホーム 116,64㎡)</p> <p>建築年月日 年 月 建築</p> <p>改築年月日 年 月 日改築</p> <p>建築確認の用途指定 有料老㊦ホーム・その他(居宅)</p>			
居室、一時介護室の概要	居室総数 7室 定員 7人(一時介護室を除く) (内訳)			
	居室	居室定員	室数	面積
		個室	7室	18.15㎡～19.8㎡
		うち2人定員	室	㎡
		2人部屋(相部屋)	室	㎡
		人部屋(相部屋)	室	㎡～ ㎡
一時介護室	個室	室	㎡～ ㎡	
	2人部屋(相部屋)	室	㎡～ ㎡	
	人部屋(相部屋)	室	㎡～ ㎡	
共用施設・設備の概要	食堂	設置階	1階 ( 29.7㎡)	

(設置箇所、面積、設備の整備状況等)	浴室	一般浴槽	設置階	2階 ( 6.6㎡)
	浴室	リフト浴	設置階	( ㎡)
	(介護浴槽)	ストレッチャー浴	設置階	( ㎡)
	便所		設置箇所	3か所
	洗面設備		設置箇所	1か所
	医務室(健康管理室)		設置階	( ㎡)
	談話室		設置階	( 23.1㎡)
	面談室		設置階	( 同上)
	事務室		設置階	
	洗濯室		設置階	( 4.95㎡)
	汚物処理室		設置階	
	看護・介護職員室		設置階	
	機能訓練室		設置階	( ㎡) 他の共用施設との兼用 無・有 ( )
	健康・生きがい施設		設置階	( ㎡)
	エレベーター ※5		基(うちストレッチャー搬入可	基)
	スプリンクラー		設置箇所	
	居室のある区域の廊下幅		両手すり設置後の有効幅員	( . m～ . m )
消防用設備等	消火器		無・ <input checked="" type="checkbox"/>	
	自動火災報知設備		<input checked="" type="checkbox"/> ・有	
	火災通報設備		<input checked="" type="checkbox"/> ・有	
	スプリンクラー		<input checked="" type="checkbox"/> ・有	
	防火管理者		<input checked="" type="checkbox"/> ・有	
	防災計画(水害・土砂災害を含む)		無・ <input checked="" type="checkbox"/>	
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 ナースコール 各居室やトイレ等 安否確認の方法・頻度等 昼間 順次巡回 夜間 最低2回			
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要 ※6	なし			
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容	杏樹の里・まごころ・あかしやの里元住吉 施設間移動等			

※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。

※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。

※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。

※6 同一建物内の施設は全て、営業主と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合（指定居宅介護支援を含む）は、その種類と番号を記載すること。

### 3 利用料 ※7

#### (1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8		前払い方式	月払い方式	選択方式
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取り扱い		1 減額なし	2 日割り計算で減額	3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額
利用料金の改定	条件	経済状況に合わせて		
	手続き方法	本人やご家族と相談の上、契約書を更新		

#### (2) 前払い方式

費用の支払方法 ※9							
敷金		無・有（ 円、家賃相当額の か月分）					
前払金 （介護費用の前払金を除く）		法第29条第6項に規定される前払金 円 ~ 円					
想定居住期間又は償却期間							
算定の基礎（内訳）							
解約時の返還金（算定方法等）							
返還の対象とならない額の有無		無・有（ 円）					
初期償却の開始日							
介護費用の前払金		円 ~ 円					
算定の基礎（内訳）							
解約時の返還金（算定方法等）							
返還の対象とならない額の有無		無・有（ 円）					
初期償却の開始日							
月額利用料		円 ~ 円					
年齢に応じた金額設定		無・有					
要介護状態に応じた金額設定		無・有					
料金プラン ※10	月額利用料	内 訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他

算定根拠 ※11	管理費						
	介護費用						
	食費						
	光熱水費						
	家賃相当額						
	その他						
月額利用料に含まれない実費負担等 ※12							

介護保険に係る利用料  
※13  
(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)

特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区 分	月 額	利用者負担額 ( 割の場合)
要介護1	円	円
要介護2	円	円
要介護3	円	円
要介護4	円	円
要介護5	円	円

各種加算の状況

身体的拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)	
退院・退所時連携加算	(無・有)	
入居継続支援加算	(無・有)	
生活機能向上連携加算	(無・有)	
個別機能訓練加算	(無・有)	
夜間看護体制加算	(無・有)	
若年性認知症入居者受入加算	(無・有)	
医療機関連携加算	(無・有)	
口腔衛生管理体制加算	(無・有)	
栄養スクリーニング加算	(無・有)	
看取り介護加算	(無・有)	
認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)
		(Ⅱ)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ
		(Ⅰ) ロ
		(Ⅱ)
介護職員処遇改善加算	(無・有)	(Ⅲ)
		Ⅰ
		Ⅱ
		Ⅲ
		Ⅳ
介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	Ⅴ
		Ⅰ
		Ⅱ

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区 分	月 額	利用者負担額 ( 割の場合)
要支援1	円	円
要支援2	円	円

各種加算の状況

身体的拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)	
生活機能向上連携加算	(無・有)	
個別機能訓練加算	(無・有)	
若年性認知症入居者受入加算	(無・有)	
医療機関連携加算	(無・有)	
口腔衛生管理体制加算	(無・有)	
栄養スクリーニング加算	(無・有)	
認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)
		(Ⅱ)

	サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ
			(Ⅰ) ロ
			(Ⅱ)
			(Ⅲ)
	介護職員処遇改善加算	(無・有)	I
			Ⅱ
			Ⅲ
			Ⅳ
			V
	介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	I
			Ⅱ

(3) 月払い方式

費用の支払方法 ※9	20日締め当月末日支払い 振込または請求書を発行して後日の現金支払い						
敷金	無・ <input checked="" type="radio"/> (265,000円、家賃相当額の5か月分)						
月額利用料	125,000円 ~ 207,000円						
年齢に応じた金額設定	<input type="radio"/> 無・ <input checked="" type="radio"/> 有						
要介護状態に応じた金額設定	無・ <input checked="" type="radio"/> 有						
料金プラン ※10	月額利用料	内 訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
		8,000円~ 30,000円		54,000円	10,000円	53,000円	
		90,000円		同上	同上	同上	
算定根拠 ※11	管理費	当人たちの要介護度に合わせ変動します					
	介護費用						
	食費	54,000円 1食500円 (1日3食) +1日1度のおやつ300円					
	光熱水費	電気…4,000円 ガス…3,000円 水道…3,000円					
	家賃相当額	53,000円					
	その他	診察料・入院費及びそれに関するもの・おむつ・ベッド ・介護負担割合証に準ずる率を負担・薬代					
月額利用料に含まれない実費負担等 ※12							

介護保険に係る利用料 ※13 (適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)	特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)		
	区 分	月 額	利用者負担額 ( 割の場合)
	要介護1	円	円
	要介護2	円	円
	要介護3	円	円
	要介護4	円	円
	要介護5	円	円
	各種加算の状況		
	身体的拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)	
	退院・退所時連携加算	(無・有)	
	入居継続支援加算	(無・有)	
	生活機能向上連携加算	(無・有)	
	個別機能訓練加算	(無・有)	
	夜間看護体制加算	(無・有)	
	若年性認知症入居者受入加算	(無・有)	
	医療機関連携加算	(無・有)	
	口腔衛生管理体制加算	(無・有)	
	栄養スクリーニング加算	(無・有)	
	看取り介護加算	(無・有)	
	認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)
			(Ⅱ)
	サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ
			(Ⅰ) ロ
			(Ⅱ)
	介護職員処遇改善加算	(無・有)	(Ⅲ)
Ⅰ			
Ⅱ			
Ⅲ			
Ⅳ			
介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	Ⅴ	
		Ⅰ	
		Ⅱ	
介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)			
区 分	月 額	利用者負担額 ( 割の場合)	
要支援1	円	円	
要支援2	円	円	
各種加算の状況			
身体的拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)		
生活機能向上連携加算	(無・有)		
個別機能訓練加算	(無・有)		
若年性認知症入居者受入加算	(無・有)		
医療機関連携加算	(無・有)		
口腔衛生管理体制加算	(無・有)		
栄養スクリーニング加算	(無・有)		
認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)	
		(Ⅱ)	



	サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ
			(Ⅰ) ロ
			(Ⅱ)
			(Ⅲ)
	介護職員処遇改善加算	(無・有)	I
			II
			III
			IV
			V
	介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	I
II			

#### (4) 共通事項

改定ルール（勘案する要素及び改定手続等）	事業者は、入居者が払うべき費用を改定することがあります。事前告知や話し合いを踏まえて変更することがあります。
前払金の返還金の保全措置	無 ・ <input checked="" type="radio"/> 有 保全措置の内容(施設内の修繕にあてたのち。状況に合わせて返却することがある)
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無 ・ <input checked="" type="radio"/> 有 有の場合の保険名(三井住友海上火災保険)
消費税の対象外とする利用料等	家賃
短期利用の設定（短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある）	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

※7 消費税を含む総額表示とすること。

※8 前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。

※9 前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法を記入する。

※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは記載すること。

※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。

食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。

光熱水費は当該費用に含まない部分（居室等）の負担がある場合は、その旨記入する。

※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。

※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を含めて記入する。

#### 4 サービスの内容

##### (1) 全体の方針

運営に関する方針	『心が癒される』サービス提供を目指して
----------	---------------------

サービスの提供内容に関する特色	かゆいところに手が届くサービス
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	① 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(2) 介護サービスの内容

月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	人件費・事務費用等
	食費	職員が調理し配膳 1日3食・1回おやつ
	その他	
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添 介護サービス等の一覧表による	
月額利用料に含まれない実負担の必要なサービスとその利用料	別添 介護サービス等の一覧表及び管理規程による	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※14	無し	
苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等） ※15	施設相談窓口 管理者 保科 美奈子 TEL044 (872) 9866 神奈川県保健福祉部高齢施設課・福祉監査指導課 045 (210) 1111 (代表) 川崎市健康福祉局高齢者事業推進課 044 (200) 2454	
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	はなまるクリニックに連絡（24h対応）後、ご家族に連絡等が必要な場合は対応者から連絡をさせていただきます	
事故発生の防止のための指針	無 ・ 有	
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	三井住友海上火災保険	
公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者	協会への加入 有 ・ 有	

基金制度への加入状況	入居者基金への加入 <input checked="" type="radio"/> 有		
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	<input checked="" type="radio"/>	実施日	H30年9月25日
		結果の開示	1 有 <input checked="" type="radio"/> 無
	無		
第三者による評価の実施状況	有	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 有 2 無
	<input checked="" type="radio"/>		

※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。

※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

## 5 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	入居している居室で行います。但し、心身の状況やケア内容によっては適切な場所に移動して行います。	
入を居住後に替居え室は合施設	居室から一時介護室へ移る場合(判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等)	無し
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合(同上)	協力医療機関の医師の意見を聞き診療情報や毎日の状況により利用者と身元引受人の同意を得て一定の観察期間を設け当事業所内居室の移動を合意します。
	提携ホームへ住み替える場合(同上)	協力医療機関の医師の意見を聞き診療情報や毎日の状況により利用者と身元引受人の同意を得て一定の観察期間を設け当事業所内居室の移動を合意します。(杏樹の里・まごころ・あかしやの里元住吉)

## 6 医療

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	名称	はなまるクリニック
	診療科目	内科, 循環器内科, 皮膚科, 精神科, 緩和ケア内科, 呼吸器内科
	所在地	川崎市中原区小杉町2丁目313 ポン・ルチェール小杉 1F
	距離及び所要時間	自動車にて約20分
	協力内容	往診・健康維持・定期健診

協力歯科医療機関（又は 嘱託医）の概要及び協力 内容	名 称	吉武歯科医院
	所在地	川崎市中原区下小田中 2-8-3
	距離及び所要時間	自動車にて 5 分
	協力内容	健康管理・治療
入居者が医療を要する場 合の対応（入居者の意思 確認、医師の判断、医療 機関の選定、費用負担、 長期に入院する場合の対 応等）	往診	はなまるクリニックが 24h 体制なので在宅診療専用コ ールに連絡
	入院	入院治療が必要になった場合に、はなまる在宅クリ ニックから病院に連絡し対応、入退院の移送・同行に係 る費用は自己負担になります。
	その他	入退院の際に必要な手続きの代行、付添

## 7 入居状況等

(2020 年 7 月 1 日現在)

入居者数及び定員	7 人（定員 7 人）				
入居者の状況	男 性	3 人	女 性	4 人	
	自 立	人			
	要介護	5 人	(内訳)	要介護 1	0 人
			要介護 2	2 人	
			要介護 3	0 人	
要介護 4			4 人		
要介護 5			1 人		
要支援	人	(内訳)	要支援 1	人	
		要支援 2	人		
平均年齢	75.8 歳（男性 71.6 歳、女性 79 歳）				
運営懇談会の開催状況 （開催回数、設置者の役 職員を除く参加者数、主 な議題等）	運営懇談会	構成 ホームを代表する役職員及び職員、入居者により構成さ れます			
	開催 議題	原則として 1 年に 1 回 サービス提供状況、意見確認、その他必要と認められた 事項			

注) 介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8 職員体制

(1) 職種別の職員数等

( 年 月 日現在)

	職員数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 ( 時～翌 時) (最少人数)	備考 (資格・委託等)	
		人数	うち自立対応			
従業者の内訳	管理者	1人 ( )	/			
	生活相談員	※ 1人 ( )				※介護職と兼務
	直接処遇職員	7人 (3人 )			1人	
	介護職員	7人 (3人 )			1人	
	看護職員	( )				
	機能訓練指導員	( )				
	理学療法士	( )				
	作業療法士	( )				
	その他	( )				
	計画作成担当者	( )				
	医師	( )				
	栄養士	( )				
	調理員	※ 1人 ( )				※介護職と兼務
	事務職員	( )				
	その他職員	( )				
合計	8人( )		2人			

注1) 職員数欄の( )内は、非常勤職員数で内数。

注2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活に必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。

注3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。

注4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

(2) 職員の状況

	他の職務との兼務		① あり 2 なし			
	兼務に係る資格等	① あり		2 なし		
		資格等の名称	ヘルパー2級			
	看護職員	介護職員	生活相談員	機能訓練指導員	計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数			0			
前年度1年間の退職者数			0			

業務に従事した職員の経験年数に 応じた人数	1年未満				0						
	1年以上 3年未満				2						
	3年以上 5年未満				3						
	5年以上 10年未満				0						
	10年以上										
従業者の健康診断の実施状況					① あり      2 なし						

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援者の人数	0	0	0
要介護者の人数	7	7	7
指定基準上の直接処遇職員の人数 ※16	1.3人	1.3人	1.3人
配置している直接処遇職員の人数 ※17	2	2	2
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	2:1	2:1	3:1
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間      時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員	早番	6:30 ~ 9:00
		日勤	9:00 ~ 17:00
		遅番	: ~ :
		夜勤	17:00 ~ 9:00
	看護職員	早番	: ~ :
		日勤	: ~ :
		遅番	: ~ :
		夜勤	: ~ :

※16 常勤換算後の人数。

※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	0人 ( 人)	介護職員実務者研修修了者	0人 ( 人)
介護福祉士	1人 ( 人)	介護職員初任者研修修了者	7人 ( 人)
介護支援専門員	0人 ( 人)	資格なし	1人 ( 人)

注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を( )に外数で記入する。

注2) 介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

9 入居・退居等

<p>入居者の条件（年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等)</p>	<p>介護保険で要介護認定を受けた概ね65歳以上の方</p>
<p>身元引受人等の条件及び義務等</p>	<p>入居者は身元引き取り人を定めるものとします。 但し、定めることのできない相当の理由がある場合はこの限りではありません。 身元引受人は、本契約に基づく入居者の、事業者に対しての債務を入居者と連携して履行の責を負います。 身元引受人は入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを行うこととします。 身元引受人は以下の事項が発生した場合にその内容を遅滞することなく事業者へ通知することを義務とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身元引受人の氏名が変更になった場合</li> <li>・身元引受人または返還金受取人が死亡した場合</li> <li>・入居者又は身元引受人が、成年後見人制度を利用することとなった場合</li> <li>・破産等の申し立てを受ける、もしくは申し立てをした場合</li> </ul>
<p>生活保護受給者の受入れ対応</p>	<p>否 ・ ㊦</p>
<p>施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※19</p>	<p>(施設からの解約)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居契約書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した場合。</li> <li>・月額の利用料、その他支払いを正当の理由なく一定期間以上連続して延滞した場合</li> <li>・施設の利用において入居者に禁止または制限をしている規定に違反し是正しない場合</li> <li>・入居者の行動が他の入居者に危害を及ぼす恐れ、及ぼした際、介護法ではこれを防止することが出来ない場合</li> <li>・入居した状態では行うことのできない医療行為の必要性が生まれた場合、担当医との協議の上、退去し治療に当たっていただきます。</li> </ul> <p>※上記に当てはまる場合、事前の注意勧告を経て退去を確定させ、確定後ひと月の猶予を設けます。又、その際に入居者本人や身元引受人に弁明の機会を設けます。そして移転先を本人や身元引受人で見つけれない場合は、移転先の確保に協力する場合があります。</p> <p>(入居者からの解約)</p> <p>入居者は、事業者に対して解約の申し入れをして、解約届を事業者へ提出することにより、本契約を解除することができます。</p> <p>入居者が前項の解約届を提出しないで退去した場合は事業所が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目を持って本契約を解約されたものとします</p>

前年度における 退去者の状況	退去先別の人数	自宅等	人	
		社会福祉施設	人	
		医療機関	人	
		死亡者	3人	
		その他	人	
	生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例)	人
		入居者側の申し出	(解約事由の例)	人
体験入居の期間及び費用負担等	1週間～10日（利用者の状態によって異なります） 食費1食500円（1日3食）・おやつ（1回300円） 介護保険は適用外となります。1泊5,000円			

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正確に記入。

#### 10 情報開示

入居希望者等への情報開示 ※20	重要事項説明書の公開	① 公開（ <input checked="" type="radio"/> 閲覧・写し交付）	2 非公開
	入居契約書の公開	① 公開（ <input checked="" type="radio"/> 閲覧・写し交付）	2 非公開
	管理規程の公開	① 公開（ <input checked="" type="radio"/> 閲覧・写し交付）	2 非公開
	財務諸表の公開	① 公開（ <input checked="" type="radio"/> 閲覧・写し交付）	2 非公開
	事業収支計画の公開	① 公開（ <input checked="" type="radio"/> 閲覧・写し交付）	2 非公開

※20 指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

添付書類：別添1「介護サービス等の一覧表」

別添2「短期利用のサービス等の概要」（設定がある場合のみ）

別添3「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

2020年 7月 1日 説明者署名 \_\_\_\_\_

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

2020年 7月 1日 署名 \_\_\_\_\_